



阪神水道企業団公報

令和6年6月17日(月)

第383号

毎月15日発行

目次

◇規則◇

- 阪神水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則

◇管理規程◇

- 阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程
- 阪神水道企業団職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

◇告示◇

- 阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の辞職
- 阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の補欠選挙
- 阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の当選
- 阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の辞職
- 阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の補欠選挙
- 阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の当選
- 阪神水道企業団議会議員（宝塚市選出）の辞職
- 阪神水道企業団議会議員（宝塚市選出）の補欠選挙
- 阪神水道企業団議会議員（宝塚市選出）の当選
- 阪神水道企業団議会議員（神戸市選出）の辞職
- 阪神水道企業団議会議員（神戸市選出）の補欠選挙
- 阪神水道企業団議会議員（神戸市選出）の当選

◇議会告示◇

- 令和5年度における議会の個人情報保護制度の運用状況

◇公告◇

- 公文書開示制度の運用状況について

◇規則◇

阪神水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月12日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団規則第6号

阪神水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則
阪神水道企業団職員就業規則（平成11年規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(時間外勤務)</p> <p>第8条 職員は、業務上の必要があるときは、<u>労働組合又は職員の過半数を代表する者</u>との協定により、正規の勤務時間以外の時間又は勤務を要しない日に勤務することを命ぜられることがある。</p>	<p>(時間外勤務)</p> <p>第8条 職員は、業務上の必要があるときは、労働組合との協定により、正規の勤務時間以外の時間又は勤務を要しない日に勤務することを命ぜられることがある。</p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◇管 理 規 程◇

阪神水道企業団管理規程第8号

阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月20日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事施行手続)</p> <p>第5条 第1項省略</p>	<p>(工事施行手続)</p> <p>第5条 第1項省略</p>

2 前項の場合において、工事施行課長が別に定めた工事の種類、規模等により設計書の全部又は一部を必要がないと認めるものについては、これを省略することができる。

3 第1項の設計書は、歩掛及び金額記入のものと歩掛及び金額を削除したものと2通を作成し、歩掛及び金額記入のものは、封書として添付しなければならない。

4 工事施行課長は、第1項の規定により当該工事の施行が決定したときは、決裁を受けた起工書の写し(以下「起工書の写し」という。)及び設計書等を総務課長に送付しなければならない。

(工事の契約)

第6条 総務課長は、前条第4項の規定による起工書の写し及び設計書等の送付を受けたときは、阪神水道企業団契約規程(昭和42年管理規程第1号)の定めるところにより当該工事に係る請負人を決定しなければならない。

2 省略

2 前項の設計書は、歩掛及び金額記入のものと歩掛及び金額を削除したものと2通を作成し、歩掛及び金額記入のものは、封書として添付しなければならない。

3 工事施行課長は、第1項の規定により当該工事の施行が決定したときは、決裁を受けた起工書の写し(以下「起工書の写し」という。)及び設計書等を総務課長に送付しなければならない。

(工事の契約)

第6条 総務課長は、前条第3項の規定による起工書の写し及び設計書等の送付を受けたときは、阪神水道企業団契約規程(昭和42年管理規程第1号)の定めるところにより当該工事に係る請負人を決定しなければならない。

2 省略

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規程は、令和6年5月20日から施行する。

阪神水道企業団管理規程第9号

阪神水道企業団職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年6月12日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程
 阪神水道企業団職員安全衛生委員会規程（平成6年管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織) 第11条 省略 2 委員は、企業長が任命する。ただし、次の各号に掲げる者を含むものとする。 (1)及び(2) 省略 (3) <u>労働組合又は過半数代表者（職員の過半数を代表する者をいう。第14条において同じ。）</u>の推薦する者5名以内 (4) 省略 (組織) 第14条 省略 2 委員は、部会長が任命する。ただし、次の各号に掲げるものを含むものとする。 (1)及び(2) 省略 (3) <u>労働組合又は過半数代表者の</u>推薦する者</p>	<p>(組織) 第11条 省略 2 委員は、企業長が任命する。ただし、次の各号に掲げる者を含むものとする。 (1)及び(2) 省略 (3) 労働組合の推薦する者5名以内 (4) 省略 (組織) 第14条 省略 2 委員は、部会長が任命する。ただし、次の各号に掲げるものを含むものとする。 (1)及び(2) 省略 (3) 労働組合の推薦する者</p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年6月12日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規程の施行の際、現に委員として任命されている者は、改正後の阪神水道企業団職員安全衛生委員会規程により任命されたものとみなす。

◇ 告 示 ◇

阪神水道企業団告示第7号

下記の者は、令和6年5月17日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

令和6年5月17日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記
寺前尊文

阪神水道企業団告示第8号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

令和6年5月17日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 選挙する期間 | 令和6年5月17日から
令和6年6月16日まで |
| 1 選挙する議員数 | 1名 |
| 1 選挙する市 | 芦屋市 |

阪神水道企業団告示第9号

令和6年5月17日芦屋市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

令和6年5月17日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記
中村亮介

阪神水道企業団告示第10号

下記の者は、令和6年5月20日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

令和6年5月20日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記
坂上明
浜口ひとし

阪神水道企業団告示第11号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

とおりに行う。

令和6年5月20日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 選挙する期間 | 令和6年5月20日から
令和6年6月19日まで |
| 1 選挙する議員数 | 2名 |
| 1 選挙する市 | 西宮市 |

阪神水道企業団告示第12号

令和6年5月20日西宮市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

令和6年5月20日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

川村よしと
渡辺けんじろう

阪神水道企業団告示第13号

下記の者は、令和6年5月20日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

令和6年5月20日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

中野正

阪神水道企業団告示第14号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

令和6年5月20日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 選挙する期間 | 令和6年5月20日から
令和6年6月19日まで |
|----------|----------------------------|

- 1 選挙する議員数 1名
1 選挙する市 宝塚市

阪神水道企業団告示第15号

令和6年5月20日宝塚市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

令和6年5月20日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記
藤岡和枝

阪神水道企業団告示第16号

下記の者は、令和6年5月27日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

令和6年5月27日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

記
さとう まちこ 高橋 としえ 五島 大亮
徳山 敏子 松本 のり子 山口 由美

阪神水道企業団告示第17号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

令和6年5月27日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

- 記
1 選挙する期間 令和6年5月27日から
令和6年6月26日まで
1 選挙する議員数 6名
1 選挙する市 神戸市

阪神水道企業団告示第18号

令和6年5月27日神戸市会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

令和6年5月27日

阪神水道企業団
 企業長 吉田 延雄

記

岩谷 しげなり 川口 まさる 平野 達司
 しらくに 高太郎 高瀬 勝也 西 ただす

◇議 会 告 示◇

阪神水道企業団議会告示第2号

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）第50条の規定により、令和5年度における議会の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和6年5月17日

阪神水道企業団議会
 議長 山口 由美

令和5年度における議会の個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求件数及び処理状況

(単位：件)

開示請求	処 理 状 況			
	開示	部分開示	非開示	その他
0	—	—	—	—

2 訂正請求件数及び処理状況

(単位：件)

訂正請求	処 理 状 況			
	訂正	一部訂正	非訂正	その他
0	—	—	—	—

3 利用停止請求件数及び処理状況

(単位：件)

利用停止請求	処 理 状 況			
	利用停止	利用一部停止	利用非停止	その他
0	—	—	—	—

4 審査請求件数及び処理状況

(単位：件)

審査請求	処 理 状 況			
	却下	棄却	容認	その他
0	—	—	—	—

